

狭い道路を広げて 安全で快適な まちづくり



拡幅後



拡幅前

皆さんの住んでいる地域の生活道路は、災害が起きたときに消防車や救急車などの緊急車両が通行できませんか。
狭い道路はこうした活動の妨げとなるだけでなく、日常の交通や日照、通風などの生活環境の面からも多くの問題を抱えています。
市は、これらの狭い道路を住宅などの新築や増改築をする際に整備し、将来に向けて災害に強く安心して住めるまちづくりを目指しています。

道路の幅は4m以上が必要です

「建築基準法」では、幅4m以上の道路に接した敷地であれば建物を建てる事ができないと定められています。ただし、4m未満の道路で、都市計画区域の指定がされたときに、現に建物が立ち並んでおり、市が指定した道路（建築基準法第42条第2項道路）に接している敷地の場合には、道路の中心線から2m

後退すれば建築することができます。
この場合、新築・増改築の建物はもちろん、後退に支障となる門・塀・障害物などもこの境界線まで後退してもらいます（下図1）。

なお、幅4m未満の道路で、片側が川やがけ地などの場合は、道路を含めて4mの線まで後退しなければなりません（下図2）。4m未満の道路に接して、建築計画のある人は、建築指導課☎(632)2574へご相談ください。

狭あい道路 拡幅事業とは

狭あい道路拡幅整備事業は、後退した部分（後退用地）を建築主や土地所有者から寄付または使用貸借の承諾をいただき、市が舗装などの整備をして道路を広げる事業です。

道路に表示するプレート

この部分は建築基準法（狭あい道路）に基づいて後退した土地を建築主・土地所有者の協力を得て拡幅整備したものです。
宇都宮市

事業への協力は 報奨金などの特典も

後退用地を寄付していただいた場合

後退用地などの測量や分筆に直接要した費用について助成金を交付します。
すみ切り用地（下図3）を寄付した場合は、報奨金を交付します。

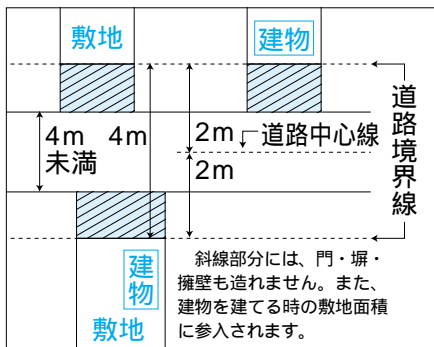
当面は、認定市道や市有道を対象としています。

後退用地の使用に同意していただいた場合
市で舗装などの整備をした後、後退用地の固定資産税、都市計画税の免除の手続きを行います。

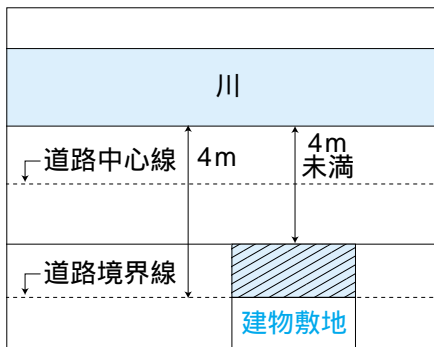
市民の皆さんの協力をいただいて、事業を実施した道路には、右記のようなプレートが設置されています。

道路維持課☎(632)2522

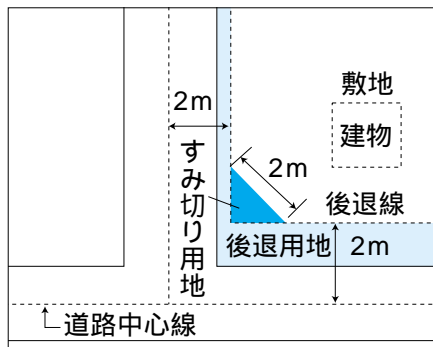
道路の中心線から2m後退



川やがけ地などは4m後退



すみ切り用地



9月21日（第3日曜日）は「家庭の日」。本市では、毎月第3日曜日に家族の大切さを再認識する「家庭の日運動」を進めています。今月15日は「敬老の日」です。おじいちゃん、おばあちゃんといろいろ話し合うきっかけの日としてはいかがですか。子ども未来課☎(632)2344